

(制度名 特別評価方法認定に係る試験)

(1) (指定基準)

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

(登録基準等)

第六十三条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条の試験員が試験を実施し、その数が三以上であること。
- 二 登録申請者が、住宅関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、住宅関連事業者がその親法人であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 三 試験の業務を適正に行うために試験の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- 四 債務超過の状態にないこと。

2 (略)

(2) 指定、登録等を受けた法人

別紙のとおり

(3) 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

(4) 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

法令等により、指定、登録等に係る事務・事業（サービス）に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。

機関名称	指定時期	法人の連絡先	登録の理由
一般財団法人ベターリビング	平成12年8月1日	東京都 千代田区富士見2丁目7番2号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
一般財団法人日本建築センター	平成12年8月1日	東京都 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
一般財団法人日本建築総合試験所	平成12年10月3日	大阪府 大阪市中央区内本町2丁目4番7号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
一般財団法人建材試験センター	平成12年10月3日	埼玉県 草加市高砂2丁目9番2号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構	平成12年10月3日	東京都 千代田区麴町3丁目5番1号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
日本ERI(株)	平成12年12月22日	東京都 港区赤坂8丁目5番26号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
(株)都市居住評価センター	平成14年9月4日	東京都 港区虎ノ門1丁目1番21号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
ハウスプラス確認検査(株)	平成15年11月18日	東京都 港区芝5丁目33番7号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
(株)東京建築検査機構	平成16年5月6日	東京都 中央区東日本橋1丁目1番4号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
ビューローペリタスジャパン(株)	平成17年4月1日	神奈川県 横浜市中区山下町1番地	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
(株)確認サービス	平成17年8月1日	愛知県 名古屋市中区栄4丁目3番26号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
(財)日本住宅・木造技術センター	平成19年8月24日	東京都 江東区新砂3丁目4番2号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター	平成23年9月1日	東京都 渋谷区渋谷二丁目17番5号	住宅の品質確保の促進等に関する法律第63条に基づく基準に適合しているため